

令和 7・8 年度うるま市民芸術劇場等警備業務委託仕様書

うるま市民芸術劇場等（以下「劇場等」という。）警備業務委託について、次のとおり実施するものとする。

1. 業務委託名 令和 7・8 年度うるま市民芸術劇場等警備業務委託

2. 業務期間 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 9 年 3 月 31 日

3. 業務種別 常駐警備業務

4. 業務内容 以下仕様書のとおりとする。

5. 施設概要 以下施設概要のとおりとする。

6. その他

（1）受託者（以下「乙」という。）は契約後、ただちに劇場等に従事する従業員（以下「従業員」という。）の履歴書を委託者（以下「甲」という。）に提出し、承認を得るものとする。従業員を変更する場合も同様とする。

（2）乙は業務遂行にあたり、労働基準法、労働者派遣法、職業安定法、労働者災害補償法、警備業法、その他関係法令を遵守しなければならない。

（3）従業員の雇用にあたってはうるま市在住者を優先すること。

（4）従業員は業務にふさわしい制服を着用し、各人名札をつけること。

（5）乙は従業員の中から現場責任者を決め、甲に報告すること。また、従業員は現場責任者の下で従業員同士の連携を高め、全体として効率のよい総合管理業務の推進に努めること。

（6）現場責任者は業務日誌を作成し、甲に提出すること。

（7）乙の責に帰すべき事由により甲及び第三者に損害を与えたときは、乙の責においてこれを賠償するものとする。

（8）従業員は非常事態が発生した場合は、ただちに自衛消防隊長の指揮下に入り、火災防御につとめること。

（9）この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

（10）乙の職員等（下請け業者含む）が、通勤のため劇場等に駐車する場合は、「うるま市教育委員会職員等の駐車土地使用規則」に基づき、教育長の許可を受けなければならない。

（11）この業務委託の契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約である。

施設概要（うるま市民芸術劇場）

響ホール 3,700.83 m²

1. 客 席 702 m²（ワンスロープ固定席）
一般、車椅子席 824 席 632 m²・・ラミネートビニールタイル 厚 2.5
母子席 6 席 12 m²・・ラミネートビニールタイル 厚 2.5
客席前室 58 m²・・半硬質ビニールタイル 厚 2
2. 舞 台 519 m²
主舞台 278 m²・・桧集成材 側舞台 241 m²・・塩ビ系長尺シート
3. 楽 屋 136 m²・・半硬質ビニールタイル 厚 2
大楽屋 58 m²、中楽屋(1) 26 m²、中楽屋(2) 21 m²、小楽屋 19 m²
スタッフ楽屋 12 m²
4. トイレ 115 m²・・磁器モザイクタイル床用 50 角
A. ホール横・・男子 大便器 2、小便器 12、身障者 大便器 1、
女子 大便器 16
B. 楽屋横・・男子 男子 大便器 1、小便器 5、女子 大便器 4
5. ホワイエ、風除室 521 m²・・石器質タイル 無釉 床用 200×100
6. 楽屋通路 77 m²・・半硬質ビニールタイル 厚 2
7. 照明・音響調整室、編集室 61 m²・・OAフロアタイルカーペット
8. 映写室 13 m²・・ナイロンカーペット
9. その他（倉庫、機械室等） 1,556.83

燈ホール 2,003.26 m²

1. 客 席 376 m²（ワンスロープ固定席）
一般、車椅子席 359 席 315 m²・・塩ビ系長尺シート
客席前室 61 m²・・半硬質ビニールタイル 厚 2
2. 舞 台 343 m²
主舞台 278 m²・・桧集成材 側舞台 241 m²・・塩ビ系長尺シート
3. 楽 屋 104 m²・・半硬質ビニールタイル 厚 2
大楽屋 37 m²、中楽屋(1) 19 m²、中楽屋(2) 19 m²、小楽屋 18 m²
スタッフ楽屋 11 m²
4. トイレ 58 m²・・磁器モザイクタイル床用 50 角
男子 大便器 2、小便器 9、身障者 大便器 1、女子 大便器 12
5. ホワイエ、風除室 268 m²・・石器質タイル 無釉 床用 200×100
6. 楽屋通路 47 m²・・半硬質ビニールタイル 厚 2
7. 照明・音響調整室 35 m²・・OAフロアタイルカーペット
8. 映写室 8 m²・・ナイロンカーペット
9. 搬出入スペース 38 m²・・半硬質ビニールタイル 厚 2
10. その他（倉庫、機械室等） 726.26 m²

リハーサル棟 847.28 m²

1. 事務室 136 m²・・タイルカーペット 500 角 厚 6
2. 応接室 20 m²・・タフテッドカーペット フェルト厚 6
3. 湯沸室 3 m²・・塩ビ系長尺シート
4. 警備室、委託員室、ロビー、廊下 132 m²・・半硬質ビニールタイル 厚 2
5. 風除室 5 m²・・石器質タイル 無釉 床用 200×100
6. リハーサル室 166 m²・・ナラフローリング（ア） 15
7. 更衣室 12 m²・・半硬質ビニールタイル 厚 2
8. トイレ 31 m²・・磁器モザイクタイル床用 50 角
男子 小便器 4、大便器 2 女子 大便器 5、身障者 大便器 1
9. その他（倉庫、機械室等） 342.28 m²

施設概要（うるま市生涯学習・文化振興センターゆらてく）

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 （地上2階 塔屋1階）

建築面積 2643.61 m²

延床面積 3931.10 m²

事務所、団体事務室、多目的ホール、楽屋1・2、コモンズ1・2・3・4・5・6・7
授乳室、音楽室1・2・3、研修室1・2・3・4・5、創作活動室、創作準備室
軽音楽室、印刷室、学習室、多目的室、調理室、和室、屋上、トイレ

常駐警備業務仕様書

(うるま市民芸術劇場)

常駐警備業務について次のとおり実施するものとする。

1. 対象施設

うるま市民芸術劇場響ホール棟、燈ホール棟、リハーサル棟及び駐車場とする。

2. 勤務日、時間及び勤務者人員

勤務日、勤務時間及び勤務者は次のとおりとする。

(1) 勤務日、勤務時間

(ア) 平日（月～金曜日）

午後5時から午後11時まで（但し、職員の残業、施設利用者の使用延長がある場合は午前0時までとする。）

(イ) 土、日、祝祭日（慰霊の日を含む）及び年末年始（12月29日～1月3日）

午前7時から午後11時まで（但し、職員の残業、施設利用者の使用延長がある場合は午前0時までとする。）

(ウ) 年末年始（12月29日～1月3日）

午前7時から午後5時まで。

※勤務時間の延長があった場合は、劇場職員の承認を得て、後日勤務時間の短縮を行うものとする。

(2) 勤務人員

1名常駐とし、2名又は3名による交代勤務とする。

3. 勤務者

25歳から60歳までの心身ともに健康な男子とし、交換要員も含め1年間同一人を配置すること。（会社が特に優秀であると認める者で教育長の同意を得た者はこの限りでない。）

4. 業務内容

(1) 次の時刻にリハーサル棟出入口の施錠及び解錠、機械警備セット、解除を行うこと。

(ア) 平日（月～金曜日）

午後11時 施錠及び機械警備セット

（但し、職員の残業、施設利用者の使用延長があった場合は午前0時までとする。）

(イ) 土、日、祝祭日（慰霊の日を含む）

午前7時 解錠及び機械警備解除

午後11時 施錠及び機械警備セット

（但し、職員の残業、施設利用者の使用延長があった場合は午前0時までとする。）

(ウ) 年末年始（１２月２９日～１月３日）

午前７時 解錠及び機械警備解除

午後５時 施錠及び機械警備セット

(２) 出勤時（土、日、祝祭日、年末年始のみ）に構内を巡視し、異常の確認を行うこと。

(３) 施錠前に巡視を行い、次の事項に留意すること。

(ア) 窓、扉の施錠の有無及び異常の確認を行い、盗難予防に万全を期すこと。

(イ) 施設の破損箇所の有無を確認し、劇場職員へ報告すること。

(ウ) 水道の開栓を確認すること。

(エ) 消灯、漏電、消火栓、消火器の状態を点検し、火災予防に万全を期すこと。

(オ) 潜伏者の有無を確認すること。

(カ) コピー機及びテレビ等の消灯確認。

(キ) 火災受信盤を確認し、受信盤が正常に作動する常態か確認すること。

(ク) 拾得物は一時保管しておき、翌日劇場職員に引き継ぐこと。

(４) 駐車場出入り口の開閉。

(５) 劇場職員不在時には以下のことを行うこと。

(ア) 施設利用者への備品（テーブル、椅子、ピアノ等）の貸し出し。（使用後は元の場所へ返却させること。）

(イ) 空調設備の運転操作。（但し、空調設備運転にあたっては甲の承認を得て、運転するものとし、施錠時には楽器庫等常時運転箇所以外の空調設備は運転を停止すること。）

(ウ) 電話の対応（電話の対応に関しては土、日及び休日の職員がいない場合、軽易な事項についてはその旨対応し、必要に応じてその旨甲に連絡すること。）

(エ) 駐車場、ホール内、ホワイエ、廊下、事務室、リハーサル室等照明機器の点灯及び消灯（施錠時には非常照明以外は消灯すること。）

(６) 設備要員の補佐（照明等交換、空調ベルト交換等）

(７) 禁煙、火気厳禁の場所での火気の取り扱いをさせないこと。

(８) 勤務中処理し、取り扱った事故、その他些細なことでも必ず指定の業務日誌に記入し、甲に報告すること。

(９) 必要に応じ電話の対応を行い、軽易な事項についてはその旨処理し、その他の事項については職員に報告すること。

常駐警備業務仕様書

(うるま市生涯学習・文化振興センターゆらてく)

(1) 警備業務委託施設の範囲

ゆらてくの内外(駐車場、車両及び樹木類を含む)とする。

(2) 警備の種類、配置人数

- ① 警備は、常駐警備とする。
- ② 配置する人員は、1人とする。

(3) 警備すべき日及び時間

- ① 平日(月～金)は、午後5時から翌日午前8時30分までとする。
- ② 土曜日、日曜日、年末年始、国民の祝祭日、振替休日及び慰霊の日等の警備時間は、午前8時30分から翌日の午前8時30分までとする。
- ③ 自然災害等により閉庁となる場合(台風時等)も警備する日とする。
- ④ 年度末(3月31日)は、翌日(4月1日)の午前8時30分までとする。

(4) 配置する警備員の身元、資格等

- ① 警備施設に配置する警備員は、別添「警備員の条件」の条項を具備している者であること。
- ② 臨時、アルバイト等は絶対に配置しないこと。

(5) 警備報告書の提出

- ① 警備員は、警備業務終了時に必ず警備報告書を作成し、提出しなければならない。ただし、業務に異常があった場合は、その都度報告するものとする。報告は、委託者又は委託者の指定する職員とする。
- ② 受託者は、警備が終了した月の警備員の出勤状況を報告すること。

(6) 警備員の業務内容

警備員の業務内容は概ね次のとおりとし、その他必要な業務がある場合は双方で協議する。

- ① 警備施設内(構内も含む)の取締り、火気の点検、消灯及び不審者・潜伏者の発見並にその処理。
- ② 火災、盗難、ガス爆発等の災害発生の予防、早期発見、通報、その他必要な処置。
- ③ 施錠すべき窓、扉、シャッター等の点検。
- ④ 入館者、緊急事項の連絡等。
- ⑤ 消火器、火災報知器の点検、可燃物(油、ガス)、水道施設等の点検。
- ⑥ 対象施設内への自家用自動車の進入を規制すること。
- ⑦ 施設内(駐車場を含む)の巡回し、関係のない者への注意等指示に従わないときは警察署等へ通報すること。